

「宮崎市要配慮者避難支援プラン」 の取組について

令和 6年 2月 9日
宮崎市 福祉部 福祉総務課

「宮崎市要配慮者避難支援プラン」とは

【策定目的】

避難支援の必要な対象者の範囲、市民や行政の役割分担、個別避難計画の作成等、宮崎市における要配慮者対策の基本事項を定めるもの

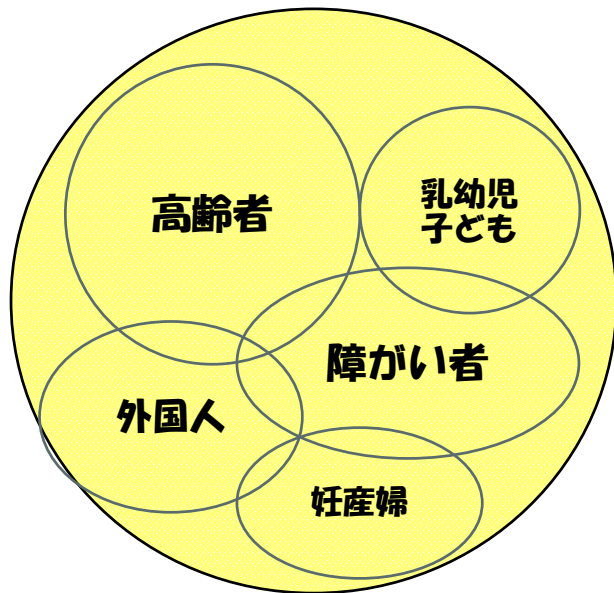
【位置づけ】

「宮崎市地域防災計画」に基づき作成するものであり、関係機関による要配慮者の避難支援に関する事項を具体化した行動計画です。さらに、地域の支え合いをより一層推進するために策定した「宮崎市地域福祉計画」を補完する関係にあります。

要配慮者支援のこれまでの経緯

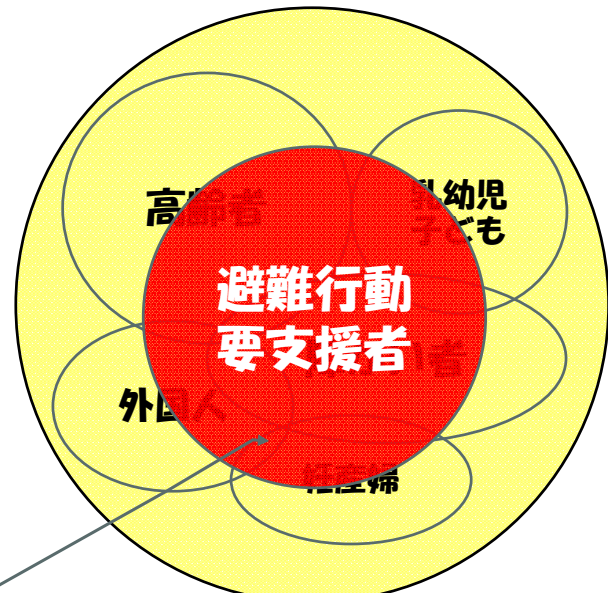
	国等の動き	宮崎市の動き
平成12年		「災害弱者管理制度」開始（主に火災を対象としたもの） 登録申請書提出による名簿作成
平成16年	観測史上最大となる10個の台風が上陸	
平成17年	災害時要援護者の避難支援ガイドライン作成	台風第14号発生 宮崎市に大きな被害をもたらす
平成18年		「災害弱者管理制度」を「災害時要援護者情報管理事業」に変更 本人同意により、自治会、民生委員等に名簿情報提供開始
平成22年		「宮崎市災害時要援護者避難支援プラン」策定 地域における避難支援体制の構築推進
平成23年	東日本大震災の発生(死者 15,900人 行方不明者 2,523人 2021年3月11日現在)	
平成25年	災害対策基本法改正 ⇒ 「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村に義務化	
平成26年		「宮崎市要配慮者避難支援プラン」策定
平成27年		「避難行動要支援者名簿」作成 及び 地域への名簿提供開始 地域による避難支援体制の構築と「個別避難支援計画」の作成推進
平成30年	平成30年7月豪雨発生（死者224人 行方不明者8人）	
令和元年	台風第19号発生（死者105人 行方不明者3人）	
令和2年	令和2年7月豪雨発生（死者84人 行方不明者2人）	
令和3年	災害対策基本法改正 ⇒ 「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務化	
令和4年		災対法改正に伴う「宮崎市要配慮者避難支援プラン」改定作業 個別避難計画作成のモデル事業実施
令和5年		「個別避難計画作成事業」開始

要配慮者とは？ 避難行動要支援者とは？



要配慮者

防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な人
 ①介護支援が必要な高齢者 ②障がい者
 ③難病患者 ④傷病者 ⑤乳幼児 ⑥妊産婦
 ⑦小学生 ⑧日本語が不自由な外国人 等



避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
 市は、宮崎市地域防災計画に基づき、関係機関で把握している情報を収集して「避難行動要支援者名簿」を作成します

避難行動要支援者の範囲

次の要件のいずれかに該当するもののうち生活の基盤が自宅にある者

- ア 65歳以上のみの世帯で、要介護1又は2の認定を受けている者
- イ 要介護3以上の認定を受けている者
- ウ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び呼吸器機能障がいの級別1級又は2級にあたる者
- エ 重度の知的障がいがあると判定された者
- オ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち障がい等級が1級である者
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条、第77条第3項又は児童福祉法第6条の2の2の規定に基づく支給決定を受けている者のうち、本市が医療的ケアが必要と認めた者
- キ 特定医療費（指定難病）支給認定者及び特定疾患医療受給者のうち、身体状況が「人の助けがあれば歩くことができる」「車いすなら移動できる」「ねたきり」「人工呼吸器装着者」のいずれかの者
- ク 本市が生活・学習アシスタントの派遣を決定した児童生徒
- ケ その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要を認めた者

宮崎市の避難行動要支援者名簿の取組み

避難行動要支援者（避難に支援が必要）

避難行動要支援者として名簿に登載された事をお知らせします

あなたの名簿の情報を日頃からの備えのため地域の方たちに提供してもいいですか

いいえ

はい

同封されている「拒否申出書」を記入して提出してください

手続きは必要ありません

災害が起きた場合には、人命救助等のために名簿の情報を提供する事もあります
また、1年後にもう一度だけ拒否のまま
でいいかを確認させていただきます

提供を受けた名簿情報を基に日頃からの備えとして避難支援体制づくりに取り組みます

避難行動要支援者名簿の登載者数 (R6 .1.31)

避難行動要支援者名簿登載者	うち、情報提供同意者
9, 854人	8, 552人

【登載者内訳（重複あり）】

○要介護高齢者

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3,252	1,193	663	309	243

○障がい者

身体障がい者		知的障がい者	精神障がい者	医療的ケア児・者
1級	2級			
808	2,067	948	207	204

○特定疾患等

特定疾患	生活・学習アシスタント	本人申請
540	99	723

※本人申請には、「災害時要援護者登録制度」申請者も含まれます。

個別避難計画作成の取組

避難行動要支援者名簿の作成・提供（市）



避難行動要支援者名簿の共有

（自治会、民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者）

※市が作成した名簿登載者のうち地域への情報提供に同意した人のみ登載

※名簿情報により避難支援等関係者が避難行動要支援者を把握する。

※日頃の地域活動（見守り活動等）との連携。

優先度の高い避難行動要支援者

福祉専門職による個別避難計画の作成・更新

優先度の高い避難行動要支援者以外

本人（家族）による個別避難計画の作成・更新

地域の支援による個別避難計画の作成・更新



個別避難計画を集約し地域の避難支援等関係者へ提供（市）

避難行動要支援者名簿登載者のうち、ハザード区域（洪水・津波・土砂災害）に居住しているもので、次のいずれかの要件を満たす者。

- ① 要介護3以上の認定を受けている者
- ② 名簿登載要件 ウの者のうち、重症心身障がい者の認定を受けている者
- ③ 名簿登載要件 ウの者のうち、視覚かつ聴覚障がい者
- ④ 本市が医療的ケアが必要と認めた者（名簿登載要件 カの者）
- ⑤ 名簿登載要件 キの者のうち、人工呼吸器装着者
- ⑥ その他、市長が優先度が高いと認めた者

作成後の個別避難計画の活用

個別避難計画を集約し地域の避難支援等関係者へ提供（市）



日頃からの備えとしての避難支援体制づくり （地域の避難支援等関係者）

- ① 個別避難計画の共有
 - ・ 避難行動要支援者が地域と繋がるきっかけ
- ② 地域内での役割分担の確認
 - ・ 日頃（平常時）の活動と災害時の役割の確認
- ③ 地域と福祉専門職（事業所）との情報交換
 - ・ 見守り情報交換会などの活用（地域の情報を持ち寄る）
- ④ よりよい個別避難計画の作成
 - ・ 必要な場合は要支援者を訪問
 - ・ 地域ができる支援を個別避難計画に追加
 - ・ 支援者がいない人の対応
 - ・ 日頃の活動に要支援者を巻き込む
- ⑤ 要支援者を巻き込んだ地域の防災訓練の実施 など



これまでの福祉避難所の取組

年度	取組み内容
平成23年度	生目の杜遊古館を指定福祉避難所に指定
	民間社会福祉施設等との福祉避難所協定締結開始
平成27年度	「宮崎県総合運動公園合宿所」と福祉避難所協定締結
平成28年度	宮崎市福祉避難所設置・運営マニュアルを策定
	「県立特別支援学校4校」と福祉避難所協定締結
平成29年度	「さんこうこどもえん」と福祉避難所協定締結
平成30年度	福祉避難所開設・運営マニュアル（民間社会福祉施設等用）を策定
令和元年度	「公立大学法人宮崎公立大学 交流センター」と福祉避難所協定締結
令和3年度	「学校法人南九州学園 ひなた館」と福祉避難所としての協定締結
	高齢者施設の通所系事業所（デイサービス、デイケア）39施設と福祉避難所としての協定締結
令和4年度	特別支援学校の指定福祉避難所指定の協議
令和5年度	「みやざき中央支援学校」「赤江まつばら支援学校」の指定福祉避難所指定
	宮崎市防災訓練において協定福祉避難所6施設との開設訓練
	指定福祉避難所「生目の杜遊古館」の運営訓練実施

【福祉避難所数】 指定福祉避難所：3施設 協定福祉避難所：117施設

11

R5年度 要配慮者支援の取組

実施月日	取組み内容
4月～	避難行動要支援者名簿新規登載者への通知実施
6月22日 23日	個別避難計画作成に係る事業所説明会（相談支援事業所、介護支援事業所） 参加事業所数 142事業所
8月～	優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成委託 開始 契約数 85事業所 518名分
8月31日	優先度の高い避難行動要支援者以外の方へ、個別避難計画作成文書の送付（7,685通）
9月2日	宮崎市防災訓練 協定福祉避難所6施設との開設訓練
1月17日	指定福祉避難所「生目の杜遊古館」運営訓練実施
その他、要配慮者支援推進に関する説明等の実施 各地区民生委員児童委員協議会 27地区×2回 各地区地域協議会、各地区自治会連合会（希望地区での実施） 防災士スキルアップ講座、その他、各種協議会等での説明を実施	

12

作成対象者（R6.1.31）		
全体	優先度の高い者	優先度の高い者以外の者
8, 5 5 2人	1, 3 1 3人	7, 2 3 9人

個別避難計画作成数（R6.1.31）		
事業所委託分	それ以外	計
2 4 件	1, 5 8 2件	1, 6 0 6件

「個別避難計画」未作成で「個別避難支援計画」の作成者 1, 4 6 3件

※「個別避難支援計画」:令和4年度までの取組として、地域の避難支援等関係者を中心に、作成したもの

指定福祉避難所「生目の杜遊古館」の運営訓練実施

1. 訓練目的

宮崎市の指定福祉避難所である「生目の杜遊古館」に関して、福祉避難所の開設が決定した場合を想定し、実際に運営にあたる職員が避難者受入の流れや避難生活上の避難者のニーズ把握、備蓄品の確認等を模擬的に行うことにより検証するもの。

※ 今回の訓練は、現行の「福祉避難所設置・運営マニュアル」の見直しを見据え、福祉避難所運営における課題の洗出しを主目的として実施。

2. 実施日程

令和6年1月17日（水）（阪神淡路大震災発生日）

※ 災害想定：南海トラフ巨大地震発生、最大震度7 沿岸部には津波被害あり発災から2日経過

3. 訓練参加者 市職員 31名

福祉避難所配備職員、要配慮者支援班員、福祉総務課職員等

4. 見学者 43名

宮崎市自立支援協議会30名、宮崎DWA T8名、宮崎市郡歯科医師会 等

指定福祉避難所「生目の杜遊古館」の運営訓練実施

